附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、航空法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に公布されている第一条の規定による改正前の航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票並びに第二条の規定による改正前の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則第一号様式、第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式、第七号様式及び第八号様式による検査員の証票並びに第二条の規定による改正後の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則第一号様式、第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式、第七号様式及び第八号様式による検査員の証票とみなす。

（航空法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　航空法施行規則の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航空法施行規則の一部改正） **第一条**　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。 目次中「第十章　無人航空機（第二百三十六条―第二百三十六条の十二）」を 「第十章　無人航空機 第一節　無人航空機の登録（第二百三十六条―第二百三十六条の十一） 第二節　無人航空機の飛行（第二百三十六条の十二―第二百三十六条の二十三）」 に改める。 （略） 第百三十四条中「以下」を「第十章を除き、以下」に、「四箇」を「四個」に改める。 （略） 第十章中第二百三十六条の十二を第二百三十六条の二十三とし、第二百三十六条の十一の前の見出しを削り、同条を第二百三十六条の二十二とし、同条の前に見出しとして「（捜索又は救助のための特例）」を付する。 （略） 第二百三十六条の三を第二百三十六条の十四とし、第二百三十六条の二を第二百三十六条の十三とし、第二百三十六条の前の見出しを削り、同条を第二百三十六条の十二とし、同条の前に見出しとして「（飛行の禁止空域）」を付し、第十章中同条の前に次の一節及び節名を加える。 （略） 第三十号様式表面中「、危害行為の防止」を「、危害行為の防止、無人航空機の所有若しくは使用」に、「飛行を行う」を「所有者、使用者若しくは飛行を行う」に改め、同様式裏面中「operation」を「own, use, operation」に、「operates,」を「owns, uses, operates,」に改める。 （航空法関係手数料規則の一部改正） **第二条**　（略） （民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正） **第三条**　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。 第三号様式裏面及び第七号様式裏面中「、危害行為の防止」を「、危害行為の防止、無人航空機の所有若しくは使用」に、「飛行を行う」を「所有者、使用者若しくは飛行を行う」に改める。 （略）	（航空法施行規則の一部改正） **第一条**　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。 目次中「第九章　無人航空機（第二百三十六条―第二百三十六条の十二）」を 「第九章　無人航空機 第一節　無人航空機の登録（第二百三十六条―第二百三十六条の十一） 第二節　無人航空機の飛行（第二百三十六条の十二―第二百三十六条の二十三）」 に改める。 （略） 第百三十四条中「以下」を「第九章を除き、以下」に、「四箇」を「四個」に改める。 （略） 第九章中第二百三十六条の十二を第二百三十六条の二十三とし、第二百三十六条の十一の前の見出しを削り、同条を第二百三十六条の二十二とし、同条の前に見出しとして「（捜索又は救助のための特例）」を付する。 （略） 第二百三十六条の三を第二百三十六条の十四とし、第二百三十六条の二を第二百三十六条の十三とし、第二百三十六条の前の見出しを削り、同条を第二百三十六条の十二とし、同条の前に見出しとして「（飛行の禁止空域）」を付し、第九章中同条の前に次の一節及び節名を加える。 （略） 第三十号様式表面中「、航空機使用事業」を「、航空機使用事業、無人航空機の所有若しくは使用」に、「飛行を行う」を「所有者、使用者若しくは飛行を行う」に改め、同様式裏面中「operation」を「own, use, operation」に、「operates,」を「owns, uses, operates,」に改める。 （航空法関係手数料規則の一部改正） **第二条**　（略） （民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正） **第三条**　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。 第三号様式裏面及び第七号様式裏面中「、航空機使用事業」を「、航空機使用事業、無人航空機の所有若しくは使用」に、「飛行を行う」を「所有者、使用者若しくは飛行を行う」に改める。 （略）